

倉敷市景観形成重点地区景観向上推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 景観形成重点地区(倉敷市都市景観条例(平成21年倉敷市条例第40号。以下「条例」という。))第19条第1項の規定により指定された景観形成重点地区をいう。次条において同じ。)における良好な景観形成を図るため、対象既存建築物等について、景観形成基準、眺望保全基準又はモデル地区掲出基準に適合させるための改修等(以下「補助事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「対象既存建築物等」とは、景観形成重点地区に係る敷地(景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項の規定に基づき、都市計画に定める景観地区に係る敷地を除く。)に存する建築物、屋外広告物等であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 令和3年4月1日において、現に存するものであること。

(2) 第6条の規定による申請の日において、景観形成基準、眺望保全基準(当該敷地が条例第21条第1項の規定により指定された眺望保全地区に該当する場合に限る。)又はモデル地区掲出基準(当該敷地が倉敷市屋外広告物条例(平成13年倉敷市条例第55号)第27条第1項の規定により指定された屋外広告物モデル地区に該当する場合に限る。)に適合しないものであること。

2 この要綱において「景観形成基準」とは、条例第20条第1項の規定により定められた景観形成計画に示された景観形成基準をいう。

3 この要綱において「眺望保全基準」とは、条例第22条第1項の規定により定められた眺望保全計画に示された眺望保全基準をいう。

4 この要綱において「モデル地区掲出基準」とは、倉敷市屋外広告物条例第29条第1項の規定により定められたモデル地区掲出基準をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、対象既存建築物等の所有者又は占有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費（補助事業に要した改修費、設計費等の額（消費税及び地方消費税を除く。）をいい、増築及び改築に係る費用の額を除く。以下同じ。）に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了した補助事業に係る補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。

3 第1項及び前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第5条 この要綱による補助金の交付は、一の対象既存建築物等につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 補助事業に対し、本市又は他の団体から補助金等を受ける場合は、補助金を交付しない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する日の1月前までに、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設計図書（図面等により全体工事における補助事業の範囲が判別できるものに限る。）

(2) 見積書（内訳書等により全体工事における補助対象経費が判別できるものに限る。）

(3) 施工前の写真（対象既存建築物等の全景を撮影したものを含め、角度等を変えて複数枚撮影したものに限る。）

(4) 市税の滞納がないことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の補助金交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業の実施を延期し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに所定の事業変更（延期・中止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じて条件を付し、又は前条第2項の規定により付した

条件を変更することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は3月15日(閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日)のいずれか早い日までに、所定の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施工事等の図面
- (2) 施工中の写真
- (3) 完成写真(第6条の規定により提出した施工前の写真と比較できるものに限る。)
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から7日以内に所定の補助金請求書を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、所定の取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由なく、第7条第2項又は第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産の管理及び運用)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。